

西区役所特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談、
連絡調整等に関する業務会計年度任用職員要綱

制定 令和元年 12 月 9 日

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に係る相談、連絡調整等に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 筆記（論文）試験
- ② 面接

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 業務内容

次の日常業務に従事する。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（雇児発 0521 第 1 号、平成 27 年 5 月 21 日）「利用者支援事業実施要綱」の「4 実施方法－（1）基本型－④業務内容」において定められる以下の業務。

- （1）利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。
- （2）教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- （3）利用者支援事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図るものとする。
- （4）その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。

5 資格について

次の（1）から（4）のいずれかに該当すること。

- （1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において、児童福祉、

社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 社会福祉士

(3) 4年以上社会福祉に関する業務に従事した者

(4) 前各号に準ずる者であって、利用者支援専門員として必要な知識経験を有する者

5 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

「勤務日数」

1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

「勤務時間」

(a) 午前9時15分～午後4時00分

(b) 午前10時45分～午後5時30分

「休憩時間」

45分

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。